

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、平成27年度予算が成立し、本業務に係る予算示達がなされることを条件とするものです。

平成27年3月13日

支出負担行為担当官
沖縄防衛局長 井上 一徳

1 業務内容等

- (1) 業務名 航空機騒音自動測定装置等の保守点検等業務（金武町・宜野座村・伊江村）
- (2) 業務場所 仕様書のとおり
- (3) 業務内容 仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から平成28年3月31日まで

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成25・26・27年度防衛省所管の競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類が「役務の提供等」で、A、B又はCの等級に格付けを受け、九州・沖縄地域に競争参加資格を有する者であること。
- (3) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3 入札手続等

- (1) 担当部局
〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9
沖縄防衛局総務部会計課会計係 電話 098-921-8181（内線133）
- (2) 入札説明書等の交付期間等
平成27年3月13日（金）から平成27年3月30日（月）まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）、担当部局にて上記2(2)に掲げる競争参加資格の格付けを受けている者又は取得見込者に対し交付する。
なお、交付については貸与とし、開札日から14日以内に返却するものとする（郵送等による場合は期限内必着。）。
- (3) 入札及び開札の日時等
平成27年3月31日（火） 午前10時00分 沖縄防衛局 2階 会議室

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (2) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (6) 詳細は入札説明書による。

業 務 仕 様 書

1 業務の目的

本業務は、沖縄県国頭郡金武町、宜野座村及び伊江村に設置している航空機騒音自動測定装置及び沖縄防衛局に設置している航空機騒音監視システム（以下、「航空機騒音自動測定装置等」という。）について、保守点検作業等を行い、航空機騒音自動測定装置等の継続的な性能維持及び管理を行うことを目的とする。

2 適用の範囲

この仕様書は、上記航空機騒音自動測定装置等の保守点検等業務の契約について適用する。

3 履行場所

(1) 航空機騒音自動測定装置

【金武町：4箇所】

金武中央公民館
町立図書館
土地改良区事務所
中川区事務所

【宜野座村：2箇所】

城原区民家
松田区公民館

【伊江村：2箇所】

真謝地区集会施設
西崎区牛舎

上記各履行場所の詳細は、受託者に対し、改めて提示予定。

(2) 航空機騒音監視システム：1箇所

沖縄防衛局企画部・連絡調整室内（住所：嘉手納町字嘉手納290-9）

4 履行期間

契約日の翌日から平成28年3月31日まで

5 用語の定義

本仕様書で使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 検査官 業務完了の確認を行う者で、契約書の規定に基づき、委託者が指名する者をいう。
- (2) 監督官 業務の的確かつ円滑な処理を図り、契約の適正な履行を確保するため必要な監督を行う者で、委託者が指名する者をいう。

6 業務の内容

航空機騒音自動測定装置等に関して、下記に示す業務内容を行うものとし、運用に支障の無いよう適宜作業を行い、不測の事態（台風等）が発生した場合は、直ちに確

認作業を実施するものとする。

【保守点検業務】

契約履行期間中に、保守点検作業を4回実施することとし、日程は監督官と調整のうえ実施するものとする。

なお、3(1)の騒音自動測定装置については、別添1に基づき点検することとし、3(2)の航空機騒音監視システムについては、別添2及び別添3に基づき、起動状態等の確認を行う。

併せて、下記部品の交換作業を行い、その他、必要となる部品は全て無償提供とする。

(交換部品)

- ・防風スクリーン(主にマイクロホン用1個、航空機識別マイクロホン用4個)
- ・停電時動作保証用電池(内部用)

7 提出書類

受託者は、6の業務毎に以下の書類を監督官に提出すること。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 作業員名簿
- (3) 保守点検報告書
- (4) 障害対応報告書

8 完了報告

受託者は、業務完了後、業務目的物を委託者に速やかに報告する。

9 注意事項

保守点検等を実施する際、機器等に対し権利(特許権、著作権等)がある場合は、権利を有する者に使用の許可を得て行うこと。

10 その他

- (1) 受託者は、本件業務の実施に当たっては、受託者として当然要求される場所の注意義務をもって円滑かつ適切な処理を行う。
- (2) 受託者は、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務実施上当然要求される事項については、受託者の負担において実施する。
- (3) 受託者は、本仕様書に明記されていない事項であっても、監督官の指示があった場合は、本契約の履行について、監督官に報告する。
- (4) 受託者は、本件業務の実施に際し、疑義が生じた場合は、監督官と協議の上、監督官の指示に従う。この場合、速やかに指示事項を書面にし、監督官の承認を得る。
- (5) 受託者は、本件業務の実施にあたり知り得た事項については、第三者に漏らしてはならない。
また、監督官から貸与された資料については、目的以外には使用せず、業務完了後、速やかに返却する。
- (6) 受託者は、提出書類について、あらかじめ監督官と協議するものとし、作成過程においては、その都度、監督官の確認を受けること。
- (7) 委託契約の履行において再委託を行う場合には、あらかじめ再委託する相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約予定金額について記載した書面を提出し、委託者の承諾を得る。

なお、再委託する相手方の業務及び再委託を行う業務の範囲を変更する場合も同様とする。

(8) 委託契約の履行において、再委託の承認を受けた場合には、再委託の相手方及び再委託の相手方が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる時は、当該複数の段階の再委託の相手方の住所・氏名及び再委託を行う業務の範囲を記載した書面を発注者に提出する。

なお、当該書面の記載内容に変更が生じた場合も同様とする。

(9) 業務関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報の流出について万全を期すために、ファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用する。

なお、業務関係書類とは、業務実施計画書、作業員名簿、保守点検報告書及び業務完了通知書のほか、本件業務で作成する書類の一切を含むものとする。

以 上

添付書類：別添 1 「航空機騒音自動測定装置の保守点検基準（NA-37）」

別添 2 「航空機騒音自動監視システムXZ-B2 Server Program 取扱説明書」

別添 3 「航空機騒音自動監視システムXZ-B2 Client Program 取扱説明書」